

### 都市計画マスタープラン策定の背景と目的

これからの都市づくりの共通指針として

都市計画の目的は、市民が安全で快適な生活をおくり、企業などが効率的な経済活動を営めるよう、都市の計画的な発展を図り、快適な都市を形成することにあります。

しかしながら、産業・社会構造の急激な変化や人びとの価値観・ライフスタイルの多様化が進む今日、都市づくり\*においても大きな変革を求められています。

#### ■ 都市づくりをとりまく環境の変化 ■

- ①現在、都市をとりまく環境は、少子高齢化や地球環境問題の進行、産業構造の変化、地方分権、規制緩和など、社会的、経済的、そして行政的に大きな転換期に直面しています。
- ②これまでの都市づくりの考え方は、外側に拡大をしながら形成される市街地のコントロールを基本としていました。しかし、これからは人口増加や右肩上がりの経済成長を前提とするのではなく、人びとの価値観やライフスタイルの変化などをふまえ、目指すべき都市像を実現していく過程で生じるさまざまな課題を解決しながら、市民の生活環境の質を高め、いく都市づくりが求められています。
- ③今後も快適で活力ある都市の維持、増進に努めつつ、行政をはじめ市民や事業者など都市にかかわるすべての人びとが、将来の都市像を一つのものとして共有し、都市づくりのあらゆる場面で目指すべき方向を確認しながら、連携と協働\*のもとに互いの責任と役割を担っていく取り組みが重要となっています。

都市をとりまくこのような大きな環境の変化は、北広島市（以下「本市」）においても例外ではありません。このため、今後も都市としての活力を維持し、市民生活の安定と向上を図りながら、少子高齢化の進展、経済構造の再構築、地球規模の環境問題など、さまざまな未知の課題に対

処していかなければなりません。

以上のような認識のもとに、北ひろしまの市民が将来の世代にわたって安心して住み、暮せる都市づくりを進めるための指針として、次の目的のもとに都市計画マスタープランを策定します。

#### ■ 都市計画マスタープラン策定の目的 ■

北広島市都市計画マスタープラン（以下「本計画」）は、社会経済の動向を的確にふまえながら、恵まれた環境を大切に、市民が安全で安心して住み、暮らせる、環境と調和した快適な「北ひろしま」をつくるため、その将来都市像を市民とともに描き、これからの都市づくりを進めるにあたっての市民、事業者、行政などが、互いに連携し協働して取り組んでいくための共通の指針とします。

\*都市づくり 「まちづくり」は、住環境（土地利用、道路、交通、公園、建築等）、自然環境などの都市整備や環境等のハード面と福祉、教育、文化、スポーツ、生涯学習などの人と人との関係性を含めたソフト面からなると考えられるが、本計画における「都市づくり」は、主にハード面にかかわるまちづくりを指すものとする。

\*協働 同じ目的のために、役割を分担し、ともに協力して働くこと。

2

## 都市計画マスタープランの位置づけ

都市計画マスタープランの位置づけと他の計画等との関係

### (1) 都市計画マスタープラン策定の根拠

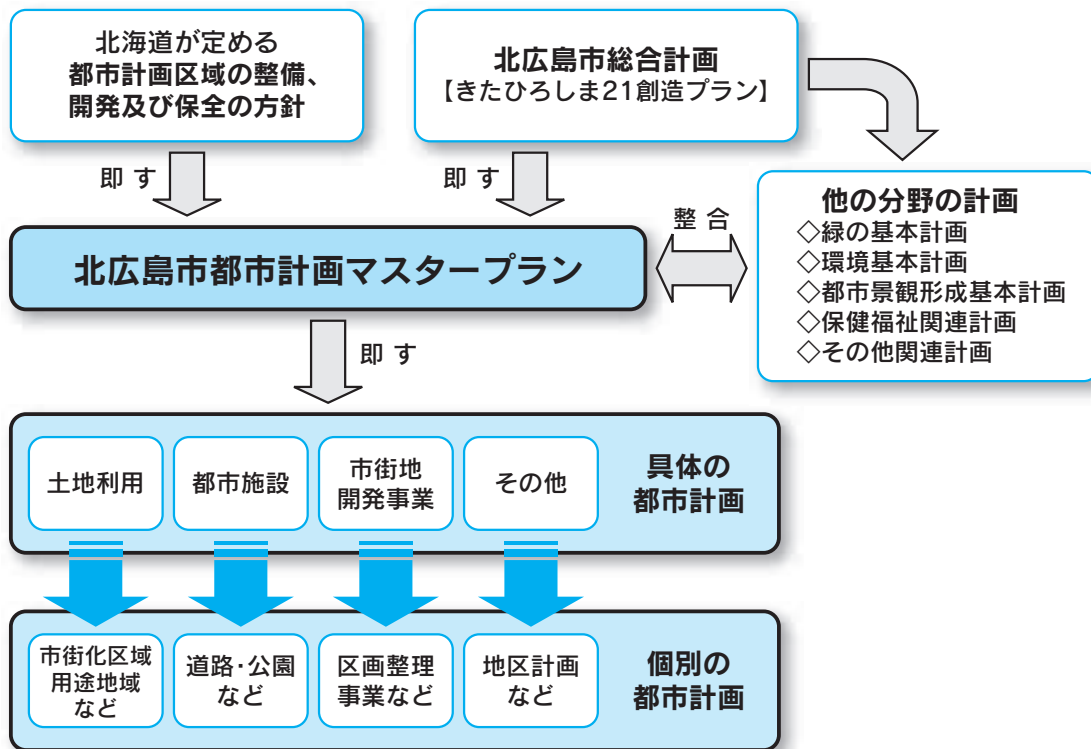
本計画は、都市計画法第18条の2の規定による「市町村の都市計画に関する基本方針」として定めます。

### (2) 都市計画マスタープランと他の計画等との関係

本計画は、「北広島市総合計画\*」の基本構想を上位計画として、総合計画における都市づくりに関連する分野について、緑や環境、住宅、福祉など他の分野別の計画とも整合を図りながら定められ、これらが一体となって総合的に取り込まれることにより、目指す都市像が実現されます。

また、もう一つの上位計画である北海道が定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針\*」（都市計画法第6条の2）に即して定めます。

【北広島市都市計画マスタープランの位置づけ】



\*北広島市総合計画

市町村の基本構想（地方自治法第2条第4項）及び基本計画などの総称。平成13年度からの10年計画。

\*都市計画区域の  
整備、開発及び保全の方針

都道府県が定める都市計画区域のマスタープランというべきもの。都市計画区域の目標、市街化区域と市街化調整区域の区分（区域区分）の方針、土地利用、道路や公園等の都市施設の整備方針などを定める。

### 都市計画マスタープランの役割

市民と行政等が共通の目標をもち、連携・協働して取り組むための指針

本計画は、これからの北ひろしまの都市づくりの指針として、本市が目指す将来都市像と、その実現に向けた取り組みの方向性を全市的視点から

まとめたもので、その担う役割は次のとおりです。

- ①変化の早い社会経済のなかで、不確定な要素が多い将来を固定した完成図を示すのではなく、将来の都市づくりに向けた基本的な方針、理念を示すガイドラインです。

将来を見通すことが難しい今日にあって、固定した将来完成予想図を示すのではなく、これからの都市づくりの土台となる要素をしっかりとしたものとし、その上に時代の変化から生ずる新しい可能性を受け入れながら、質の高い活力ある都市づくりに向けたガイドラインを示すものです。

- ②**具体の都市計画\***を定める際の指針となります。

都市計画法の規定により、本市の定める具体の都市計画は、本計画に即することとなります。また、地区レベルでの身近なまちづくりへの取り組みにおいても、その基本的な指針として活用していきます。

- ③北ひろしまの都市づくりについて、市民と行政がともに考え、その将来の姿を共有します。

本計画は、連携と協働の都市づくりを進めるため、市民などの参加を得ながら策定されています。市民と事業者、行政がおのこの役割を果たしながら、よりよい都市づくりを進めるために、計画づくりを通じ、北ひろしまの将来の姿についてともに考え、同じ将来像を共有します。

\*具体の都市計画 土地利用（市街化区域と市街化調整区域の区分、用途地域等）などの都市計画決定するもの及び都市計画事業。都市計画事業とは都市施設（道路・公園・下水道等）の整備に関する事業や市街地開発事業（土地区画整理事業・市街地再開発事業等）などを指す。

4

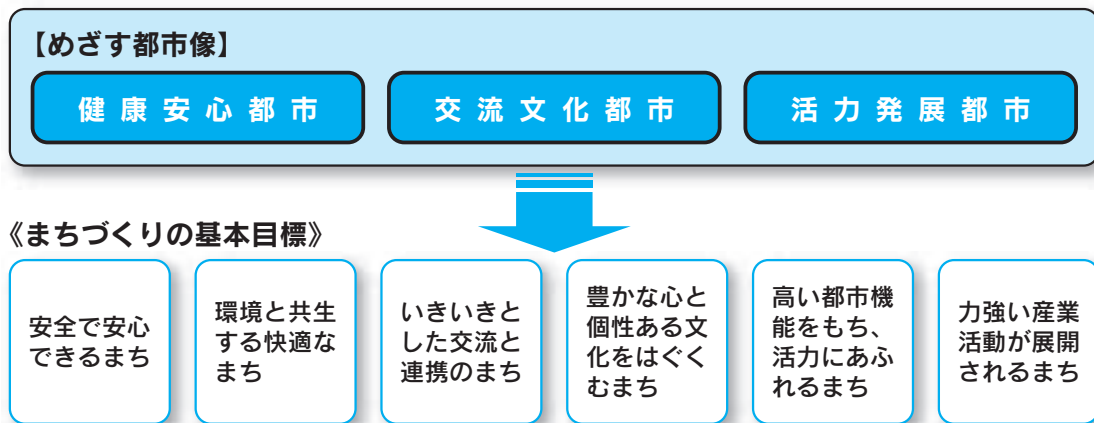
計画の前提

中長期的な都市づくりの指針として

(1) 目指すべき都市像

上位計画である北広島市総合計画において、「自然と創造の調和した豊かな都市」を将来にわたるまちづくりのテーマとした目指すべき都市像などを次のように定めています。

【総合計画がめざす都市像と基本目標】



本計画は、これらの都市像などを前提に、その実現を目指す都市づくりの指針として定めます。

(2) 目標年次

本計画の目標年次は、おおむね20年後の平成32年（2020年）とします。

（本計画は、事業計画のように全ての事業が目標年次までに達成するというものではなく、目標年次までの中長期的な都市づくりの基本的方向を示すものです。）

(3) 目標年次における人口フレーム\*

本計画における目標年次の人口を、おおむね72,000人と想定します。

なお、具体の都市計画の決定等に際しては、その時点における将来の見通しに適切な対応を図るため適宜その時点での分析等を行い、適切な運用を図るものとします。

| 年次 | 平成12年（基準年次） | 平成22年（中間年次） | 平成32年（目標年次） |
|----|-------------|-------------|-------------|
| 人口 | 57,700人     | 66,900人     | 72,000人     |

\*フレーム 枠、骨組みのこと。

# 第1章 基本的な姿勢

## (4) 計画の構成

本計画は、都市づくりの理念、目標、都市の将来像とその実現に向けての基本方針を示す「全体構想」と、市内を3地域5地区（東地域—東部地区・北広島団地地区、西地域—大曲地区・西部地区、西の里地域—西の里地区）に分け、それぞれの地区の将来像を描く「地域別構想」から構成されています。

## (5) 計画策定の流れ

本計画の策定は、市民参加を基調とし、「北広島市都市計画マスタープラン策定委員会」における検討をふまえ、最終的に市長が策定委員会から案として提言を受け、「北広島市都市計画審議会」の議を経て決定・公表しています。

【北広島市都市計画マスタープラン策定の流れ】

